



神奈川県

健康医療局生活衛生部生活衛生課

令和4年度

食の安全検査情報

令和5年8月

I-9 食品添加物

(1) 輸入食品の指定添加物

輸入食品 299 検体について国内での使用が認められている食品添加物の検査を実施したところ、違反が疑われる菓子類が 2 検体及びその他の食品が 1 検体ありましたので、輸入者を管轄する自治体に通報しました。

品 目	検 体 数	検 査 項 目								違 反 数
		着 色 料	保 存 料	漂 白 剤	甘 味 料	発 色 剤	酸 化 防 止 剤	乳 化 剤	防 か び 剤	
魚介類加工品	2	12	3							0
肉・卵類及びその加工品	10	24	21			10				0
乳製品	2		6							0
穀類及びその加工品	3		9							0
果 物	15								45	0
漬 物	40	156	87		10		1			0
野菜類・果物及びその加工品 ^{※1}	19	12	33	3			5			0
菓子類	84	276	165	1	11		2	24		0
清涼飲料水	24	108	50		4		1			0
酒精飲料	10		18		2		3			0
かん詰・びん詰食品	18	48	21		7		1			0
調味料	24	168	33				2	16		0
そうざい及びその半製品	1		3							0
その他の食品 ^{※2}	47	132	90	1	3		4	16		0
合 計	299	936	539	5	37	10	19	56	45	0

※1 漬物を除く

※2 そうざい及びその半製品を除く

○ 検査項目内訳

着 色 料：タール色素 12 種類（食用赤色(2号、3号、40号、102号、104号、105号、106号)、
食用青色(1号、2号)、食用緑色3号、食用黄色(4号、5号)）

保 存 料：ソルビン酸、安息香酸、デヒドロ酢酸、パラオキシ安息香酸

漂 白 剤：二酸化硫黄

甘 味 料：サッカリンナトリウム

発 色 剤：亜硝酸根

酸化防止剤：二酸化硫黄

乳 化 剤：ポリソルベート (20、60、65、80)

防 か び 剤：オルトフェニルフェノール(OPP)、チアベンダゾール(TBZ)、イマザリル

○ 輸入品原産国別検体数

品 目	検 体 数	原 産 国 名							
		中 国	韓 国	タ イ	ア メ リ カ	イ タ リ ア	ス ペ イ ン	ト ル コ	そ の 他
魚介類加工品	2	1							1
肉・卵類及びその加工品	10	3		2	3		1		1
乳製品	2				1		1		
穀類及びその加工品	3					1		1	1
果 物	15				4				11
漬 物	40	29	6					2	3
野菜類・果物及びその加工品 ^{※1}	19	11			1	2	1		4
菓子類	84	8	13	3	3	5	3	8	41
清涼飲料水	24		6	4	2	1	1	2	8
酒精飲料	10		3				3		4
かん詰・びん詰食品	18	6		5		1			6
調味料	24	3	6	3	3	2			7
そうざい及びその半製品	1	1							
その他の食品 ^{※2}	47	11	4	8	4	8	3		9
合 計	299	73	38	25	21	20	13	13	96

※1 漬物を除く

※2 そうざい及びその半製品を除く

○ 規制：食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)

(2) 輸入食品の指定外添加物

輸入食品 85 検体について国内での使用が認められていない食品添加物の検査を実施したところ、違反となった菓子類が1検体ありましたので、輸入者を管轄する自治体に通報しました。

品 目	検 体 数	検 査 項 目				違 反 数
		着 色 料	甘 味 料	酸 化 防 止 剤	乳 化 剤	
漬 物	8	35	2			
菓子類	39	90	10	22	12	1
清涼飲料水	5	25	2			
かん詰・びん詰食品	3	10	2	1		
調味料	15	80	8	2	8	
その他の食品*	15	45	3	7	8	
合 計	85	285	27	32	28	1

※ そうざい及びその半製品を除く

○ 検査項目内訳

着 色 料：アズルビン、キノリンイエロー、パテントブルー、オレンジⅡ、グリーン S、スーダンⅠ、スーダンⅡ、スーダンⅢ、スーダンⅣ、パラレッド

甘 味 料：サイクラミン酸（チクロ）

酸化防止剤：TBHQ（ターシャリブチルヒドロキノン）

乳 化 剤：ポリソルベート（40、85）

○ 輸入品原産国別検体数

品 目	検 体 数	原 産 国 名					
		韓 国	タ イ	中 国	ア メ リ カ	ベ ト ナ ム	そ の 他
漬 物	8	1		5			2
菓子類	39	8	2	2	4	1	22
清涼飲料水	5	2			1		2
かん詰・びん詰食品	3		1				2
調味料	15	3	3	1	1	5	2
その他の食品*	15	4	7				4
合 計	85	18	13	8	6	6	34

※ そうざい及びその半製品を除く

○ 規制：食品衛生法第10条(昭和22年法律第233号)

不検出

(3) 国産食品の指定添加物

国産食品 284 検体について国内での使用が認められている食品添加物の検査を実施したところ、違反はありませんでした。

品 目	検 体 数	検 査 項 目							違 反 数
		着 色 料	保 存 料	発 色 剤	甘 味 料	酸 化 防 止 剤	品 質 保 持 剤	漂 白 剤	
魚介類加工品	59	96	150	7	18	22	0	0	0
肉、卵類及びその加工品	75	24	93	75	0	0	0	0	0
乳製品	5	0	3	0	5	0	0	0	0
乳類加工品	8	24	24	0	4	0	0	0	0
アイスクリーム類及び氷菓	7	36	0	0	6	0	0	0	0
穀類及びその加工品	8	0	0	0	0	0	5	0	0
野菜類・果物及びその加工品※	8	12	4	0	1	2	3	5	0
漬 物	27	120	66	0	19	0	0	0	0
菓子類	30	180	54	0	23	0	0	0	0
清涼飲料水	32	108	93	0	12	0	0	0	0
酒精飲料	8	0	9	0	3	5	0	0	0
そうざい及びその半製品	13	60	24	0	2	0	0	3	0
その他の食品	4	24	6	0	1	0	0	1	0
合 計	284	684	526	82	94	29	8	9	0

※1 漬物を除く

○ 検査項目内訳

着 色 料：タール色素 12 種類（食用赤色(2号、3号、40号、102号、104号、105号、106号)、
食用青色(1号、2号)、食用緑色3号、食用黄色(4号、5号))

保 存 料：ソルビン酸、安息香酸、デヒドロ酢酸、パラオキシ安息香酸、二酸化硫黄

発 色 剤：亜硝酸根

甘 味 料：サッカリンナトリウム、アセスルファムカリウム

酸化防止剤：二酸化硫黄、BHA（ブチルヒドロキシアニソール）、BHT（ジブチルヒドロキソトルエン）

漂 白 剤：二酸化硫黄

品質保持剤：プロピレングリコール

○ 規制

食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)